

道形保育園 重要事項説明書

令和7年5月1日現在

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 道形保育会		
代表者氏名	理事長 富樫 松夫		
所 在 地	鶴岡市道形町 20 番 52 号		
電 話 番 号	0235-22-5841	ファックス番号	0235-22-5305

2. 施設の概要

施設の種類	保育所		
施設の名称	道形保育園		
所 在 地	鶴岡市道形町 20 番 52 号		
電 話 番 号	0235-22-5841	ファックス番号	0235-22-5305
管 理 者	園長 高梨 博子		
利用定員	満 3 歳以上の児童		50 人
	満 1 歳以上、満 3 歳未満の児童		22 人
	満 1 歳児未満の児童		8 人
認可年月日	平成 18 年 3 月 31 日		

3. 施設・設備等の概要

敷 地	全体面積	2,548.12 m ²		<input type="checkbox"/> 自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 借地		
	うち借地	2,548.12 m ²				
	うち屋外遊技場	500.63 m ²				
建 物	構 造	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建		<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地		
	建築年月日	平成 24 年 2 月 29 日				
	面積 1階	857.91 m ²				
	2階	100.20 m ²				
	合 計	958.11 m ²				
	各室の面積等		各室の面積等			
	乳児室	3 室	62.13 m ²	トイレ	10 室	60.30 m ²
	ほふく室	1 室	22.37 m ²	事務室	1 室	27.11 m ²
	保育室	5 室	260.04 m ²	交流相談支援室	1 室	23.19 m ²
	遊戯室	1 室	132.50 m ²	休憩室	1 室	24.85 m ²
医務室	1 室	8.85 m ²	研修室	1 室	12.43 m ²	
調理室	1 室	32.74 m ²	倉庫	3 室	50.52 m ²	

4. 職員体制（令和6年5月1日現在）

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	24	19	5	内 保育員 常勤2非常勤2
栄養士	1	1		
調理員	2	2		
看護師	2	1	1	
事務員	1	1		
清掃員	1		1	

当園では、「山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準を遵守し、保育に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. 利用終了に関する事項

当園は、以下の場合は保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

6. 利用料等

当園の保育料(月額)は、園児が居住する市町村が定める額とする。

2 実費徴収金は、次のとおりとする。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
副食費	2号認定こどもの副食に係る費用	月額 4,800円
共済掛金	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	
保護者会費	保護者会運営に係る費用を半期ごとに集金	月額 200円 半期徴収額 1,200円
保育材料費	保育材料に係る費用	実費
行事費	行事に係る費用、及び写真、動画販売	実費

3 延長保育利用料は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定を受けた子ども

時間	金額	ひと月当たりの上限額
午前7時20分から 午前7時30分まで	子ども1人1回につき100円 ただし、兄弟(姉妹)で利用するときは、1人につき50円を加算する。	1,000円 ただし、兄弟(姉妹)で利用するときは、1人につき500円を加算する。
午後6時30分から	子ども1人1回につき300円	3,000円

午後7時00分まで	ただし、兄弟(姉妹)で利用するときは、1人につき150円を加算する。	ただし、兄弟(姉妹)で利用するときは、1人につき1,500円を加算する。
-----------	------------------------------------	--------------------------------------

(2) 保育短時間認定を受けた子ども

時 間	金 額	ひと月当たりの上限額
保育設定時間を超える時間	子ども1人あたり、10分ごとに100円 ただし、兄弟(姉妹)で利用するときは、1人につき50円	3,000円 ただし、兄弟(姉妹)で利用するときは、1人につき1,500円を加算する。

7. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(ア) 小児科

医療機関の名称	今立小児科医院
医 師 名	今立 明宏
所 在 地	鶴岡市鳥居町 2-30
電 話 番 号	0235-24-3377

(イ) 歯科

医療機関の名称	毛呂歯科医院
医 師 名	毛呂 光一
所 在 地	鶴岡市泉町 8-14
電 話 番 号	0235-22-1117

(ウ) 眼科

医療機関の名称	おおかつ眼科医院
医 師 名	大勝 康信
所 在 地	鶴岡市錦町 20-18
電 話 番 号	0235-29-6230

8. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行ないます。

9. 虐待防止のための措置

当園は、当園を利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための研修の実施などの必要な措置を行う。

- 2 職員または養育者による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律の定めにしたがい、速やかに鶴岡市・児童相談所等の適切な機関に通告する。

10. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任保育士 齋藤 優子 ・ご利用時間 8:30 ～ 17:00 ・TEL 0235-22-5841 ・FAX 0235-22-5305 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
苦情解決 第三者委員	齋藤 利行 TEL 0235-22-7339
	早坂 進 TEL 0235-25-1863

(2) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書・危機管理マニュアルにより対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ警報器 ・パッケージ型消火設備
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

(3) 利用者に対しての保険

当園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度
保険の内容	医療費給付 (医療保険各法(健康保険、国民健康保険等)に基づく療養に要する費用の額が500点(5,000円)以上のものについて医療費が支給されます。保険外診療(差額ベッド代等)・交通費等は給付対象となりません。)
保険の金額	保険診療の医療費総額の3割の額(療養に要する費用の算定額)に、保険診療の医療費総額の1割(療養に伴って要する費用)を加算した額となります。

保険の種類	園児団体傷害保険(こどもえんのほけん)
保険の内容	園の管理下で園児がケガをした場合、園側の賠償責任の有無の関わらず補償します。
保険の金額	死亡・後遺障害 205万円 入院保険金日額 1,950円 通院保険金日額 1,300円

